

お知らせ



国土を**整**え、全力で**備**える
国土交通省中国地方整備局

松江国道事務所

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and
tourism Chugoku Regional Development Bureau,
Matsue National Highway office

令和 8 年 9 月 15 日

資料提供先：島根県政記者会

道路法第47条第2項違反者の告発について

7月17日、最高限度の2倍を超える総重量の車両を通行させた運転者と所属会社である法人を、島根県松江警察署に告発しましたので、お知らせします。

松江国道事務所は、令和8年5月14日に実施した特殊車両の取締りにおいて、別添のとおり、車両制限令で定める最高限度の2倍を超える総重量の車両（無許可）を確認しました。

当該車両の通行は、道路法第47条第2項に違反したものであったことから、運転者を同法第104条第1号及び所属会社である法人を同法第107条に該当するものとして、7月17日、島根県松江警察署に告発しました。

今回の通行は、車両制限令で定める総重量の最高限度である25tを大きく超過したもので、極めて悪質な違反であると考えております。

国土交通省としては、今後とも違反者に対しては厳正に対処し、安全で円滑な道路交通の確保に努めてまいります。

本件に関するお問い合わせ

国土交通省 中国地方整備局 松江国道事務所

島根県松江市西津田2丁目6番28号

副所長（管理） おくやま 奥山 としゆき 敏幸 （内線205）

管理第一課長 よこやま 横山 ひろみ 裕美 （内線431）

TEL:0852-26-2131（代表）

FAX:0852-25-9438 URL:<https://www.cgr.mlit.go.jp/matsukoku/>



※松江国道事務所では、X（旧Twitter）による情報発信を行っています。

X URL：https://x.com/road_matsue

※道路の異状を発見したら、道路緊急ダイヤル 緊急通報#9910へ



別添

違反概要

1. 違反確認日時
- 令和8年5月14日(木)15時33分頃
2. 違反確認場所
- 一般国道9号 松江市^{しんじ ちょう さそう}宍道町佐々布地内

3. 違反内容

	車両総重量
①当該車両の実測値	62. 05t
②車両制限令の一般的制限値	25. 00t
③超過値【①－②】	37. 05t

4. 状況写真



関係法令等（抜粋）

●道路法（昭和二十七年法律第百八十号）

- 第四十七条 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両（人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあつてはその状態におけるものをいい、他の車両を牽けん引している場合にあつては当該牽けん引されている車両を含む。第四十七条の五第三号及び第四十七条の六第一項第一号を除き、以下この節及び第八章において同じ。）の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、政令で定める。
- 2 車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。
- 第百四条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。
- 一 第四十七条第二項の規定に違反し、又は同条第一項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第四十七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させたとき。
- 第百七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百条から前条まで（第百二条第四号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。